

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
アンビシャス国際美容学校	平成22年2月15日	山下 麻由香	〒 870-1151 (住所) 大分県大分市大字市551番地 (電話) 097-542-0011																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
職業訓練法人 大分県理容美容訓練協会	平成15年4月1日	藤井 昭二	〒 870-0100 (住所) 大分県大分市新明治一丁目4番3号 (電話) 097-520-0400																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																		
衛生	衛生専門課程	美容科	平成22(2010)年度	-	令和3(2021)年度																		
学科の目的	美容師としての必要な知識及び技能を習得させ、もって美容師試験の受験資格を与えるとともに、社会人としての基本的な教養を会得させることを目的とする。																						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	美容師試験の受験資格を与え美容師国家試験を受験し、美容師免許の取得を目指す。																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な就業時間又は就業単位数	講義	演習	実習	実験																	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 68 単位	単位時間 20 単位	単位時間 単位 3 単位	単位時間 単位 45 単位	単位時間 単位																	
							単位時間 20 単位	単位時間 単位 3 单位	単位時間 単位 45 单位														
生徒認定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																			
40 人	20 人	0 人	0 %	4 %																			
就職等の状況	■卒業者数(C) : 11 人																						
	■就職希望者数(D) : 10 人																						
	■就職者数(E) : 10 人																						
	■地元就職者数(F) : 7 人																						
	■就職率(E/D) : 100 %																						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 70 %																						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 91 %																						
	■進学者数 : 0 人																						
■その他																							
(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																							
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 美容業界																							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																						
	評価団体 :	受審年月 :	評価結果を掲載した ホームページURL																				
当該学科のホームページURL	www.ambi.ac.jp																						
企業等と連携した実習等の実施状況 (A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総授業時数</th> <th>0 単位時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位時間</td> </tr> </tbody> </table>						総授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間			
	総授業時数	0 単位時間																					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																					
	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																					
	うち必修授業時数	単位時間																					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																					
教員の属性(専任教員について記入)	(B : 単位数による算定)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総単位数</th> <th>68 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>18 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>50 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>30 单位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>0 单位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>0 单位</td> </tr> </tbody> </table>						総単位数	68 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	18 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	50 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	30 单位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 单位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 单位			
	総単位数	68 単位																					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	18 単位																					
	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																					
	うち必修単位数	50 単位																					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	30 单位																					
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 单位																					
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 单位																					
<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に從事した者であって、当該専門課程の修業年数と当該業務に從事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>6 人</td> </tr> </table>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に從事した者であって、当該専門課程の修業年数と当該業務に從事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		6 人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に從事した者であって、当該専門課程の修業年数と当該業務に從事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人																					
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																					
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																					
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																					
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																					
計		6 人																					
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>4 人</td> </tr> </table>						上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人																
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人																						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

関係業界のニーズを踏まえた超美容師特化型カリキュラムを開発し、アンビシャス国際美容学校の育成目標である『日本一の美容師ルーキー』を育成することを目的とする。これには関係業界の協力が不可欠であり、相互の課題やニーズ等を共有し、実質的な連携強化を図りながら関係業界において必要な人材をともに養成していくための取り組み。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学校の育成目標を達成するために美容師特化型カリキュラム編成委員会を設け、教育カリキュラムの開発、授業運営、到達度管理について審議する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
山下 麻由香	アンビシャス国際美容学校	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	一
兒玉 文代	アンビシャス国際美容学校	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	一
大塚 徳人	アンビシャス国際美容学校	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	一
久保田 努	植田商工青年部	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	①
渡辺 裕史	株式会社ラミル・ビー	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③
近藤 孝則	said.hair and lifestyle	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (12月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年12月28日 9:30～

第2回 令和6年5月1日 9:30～

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

卒業後に即戦力として活躍するためにも、現状よりさらに実践的な(ロールプレイング式)の授業時間数を増加させた。技術の到達度を確認する「技術進行チェック」は単独実施ではなく学期末の定期テストと連携させるため、時期を再検討し、中間テストの位置づけで実施する。(学生も目標が定めやすくなった。)

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学校は創立15周年を機に、これまでのトータルビューティーカリキュラムから美容師に特化したカリキュラムへと移行した。これは、美容室が創った美容学校の特色を活かし、開校の目的でもある美容室に1番近い美容学校の実現に回帰するものである。一方で、これには関係業界の協力が不可欠である。相互の課題やニーズ等を共有し、実質的な連携強化を図りながら関係業界において必要な人材をともに養成していくための取り組みを行っていくことを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

美容室で求められる様々な技術を、接客面も含めた現場に沿ったやり方で習得できるよう、現役美容師による指導→実践(トレーニング)→到達度チェック→再トレーニングまたは次の技術にレベルアップと、それぞれの技術が定着するよう授業計画をする。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容実習	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	少人数制を活かして一人ひとりの個性や癖を見抜き、それぞれに合うやり方で国家試験合格と美容室で求められる様々な技術を、接客面も含めた現場に沿ったやり方で習得できる。	(株)エフ・ワイ・シー (株)ラミル・ビー
美容総合技術	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	卒業後は即戦力となる人材を育成するため美容室で求められる様々な技術を、接客面も含めた現場に沿ったやり方で習得できる。	(株)エフ・ワイ・シー (株)ラミル・ビー

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校内規【XII. 職員研修に関する事項】に定める通り、職員の資質向上と学校の活性化を図るため、職員研修制度の活用や相互の授業研究を行い、求められる教師像の追求と授業力の向上を目指している。また、同項【1. 職員研修会派遣】では、研修終了後には、出張者は還流報告を行うことで研修成果を職員が共有することとする。なお、職員を以下の研修会に派遣する。

①九州地区理容師美容師養成施設協議会教職員研修会(校外・年1回)

②大分県専修学校各種学校連合会教職員研修会(校外・年1回)

③その他、業務改善に必要な研修会(校内外・適宜)

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 美容師国家試験に係る実技試験研修会

連携企業等：(公)理容師美容師試験研修センター

期間： 令和6年1月22日(月)

対象： 美容師国家試験実技担当教員

内容 美容師国家試験(実技課題)の事前研修 ①課目や条件、審査マニュアルの確認および解説 ②実技第二課題の作成 ③審査のための模擬作業および検証作業

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 令和5年度(一社)大専各教職員研修会

連携企業等：(一社)大分県専修学校各種学校連合会

期間： 令和5年11月22日(木)

対象： 教務部長及び教職員1名

内容 ①研修Ⅰ 人権・同和教育について ②研修Ⅱ 若者向け自殺予防

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 美容師国家試験に係る実技試験研修会

連携企業等：(公)理容師美容師試験研修センター

期間： 令和6年1月

対象： 美容師国家試験実技担当教員

内容 美容師国家試験(実技課題)の事前研修 ①課目や条件、審査マニュアルの確認および解説 ②実技第二課題の作成 ③審査のための模擬作業および検証作業

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 令和6年度(一社)大専各教職員研修会

連携企業等：(一社)大分県専修学校各種学校連合会

期間： 令和6年度秋ごろ

対象： 教務部長及び美容科教員1名

内容 ①人権・同和研修(大分市教育委員会より講師を招集し、教育者として求められる人権等について学ぶ。)
②教員研修(授業や学生指導にあたる教員向けに、教員の研究意欲を高め質の高い指導を目指して授業方法や生活指導について学ぶ。)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

- ①学校関係者を選任する。
- ②学校関係者に対し、特に関わりのある重点目標や計画、今後の取り組み方針などを説明して共有する。
- ③各資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価する。
- ④校長は次年度の学校運営についての方針、教職員目標等について、③の結果を反映させ策定し、改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目的・人材育成像
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員から以下のご意見をいただき、方策を行うこととした。

- ①技術において、教える側のやり方が異なると学生が混乱するから、教職員間での打ち合わせを重ねるなどし、共通認識を持つことが大切だ。
⇒これまでの教務連絡会(1週間に1回・朝礼前)を定例の教務会議に変更する。回数は変更せず、放課後に実施することで時間を確保し、協議内容を拡大することでより綿密な連携を図る。
- ②卒業生と在校生の関係性が活性化するとよい。
⇒同窓生講話を実施する。
- ③感染症により不安定な世の中になるが、学生たちの将来を預かる組織として、毅然として欲しい。
⇒できる限りの感染対策を講じて、オンライン等ではなくできる限りリアルな授業等を実施していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
久保田 努	株式会社ラミル・ビー	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
久保 真哉	有限会社ブームコーポレーション	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
近藤 孝則	said.hair and lifestyle	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生
分藤 貴弘	有限会社ぶんどう	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域協力委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: URL:www.ambi.ac.jp

公表時期: 令和6年9月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校関係者等への適切な説明責任を果たすとともに理解と参画を得ることで、連携と協力による特色ある学校づくりを進めます。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)各学科等の教育
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務
(9)学校評価	(9)学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: URL:www.ambi.ac.jp

公表時期: 令和6年9月1日

授業科目等の概要

(衛生専門課程 美容科)				授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		場所	教員	企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択							講義	演習	実験・実習・実技			
1	○			関係法規・制度	美容師の業務に關係する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について学びます。また、公衆衛生を担う美容師の社会的責務や職業倫理についても養います。	② ③ ② ③	30	1	○		○		○	
2	○			衛生管理	美容師が公衆衛生の維持と増進について重要な責務を担うことを理解し、美容師の業務と関連付けながら環境衛生や感染症予防、消毒法などを学び、その適正な実施方法を身に付けています。	1. 2 通	90	3	○		○	○		
3	○			保健	美容技術の基礎となる人体について、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造や機能について科学的かつ系統的に学びます。	1. 2 通	90	3	○		○	○		
4	○			香粧品化学	香粧品の化学的な性質を理解し、正しく使用するための正確な知識と適正な技術を身に付けています。	1. 2 通	60	2	○		○	○		
5	○			文化論	より優れた人間美の創造や実現のために必要な美的感覚を学び、さらには洗練し、芸術的な表現力と鑑賞力を養います。	1. 2 通	60	2	○		○	○		
6	○			美容技術理論	美容の業務を安全かつ効果的に行うため、美容器具の科学的知識や正しい取り扱いについてや美容の基礎的技術について、作業の実際に即して学びます。	1. 2 通	#	5	○		○	○		
7	○			運営管理	経営管理及び労務管理の基本的事項など運営管理手法を学ぶとともに、消費者対応を基本を実践的に身に付けています。	① ② ③ ④ ⑤	30	1	○		○	○		
8	○			美容実習	美容の業務を女性が効率的に実施するための基本的操作を学び、個々の要望に対応できるような総合的な技術の基礎を身に付けています。	1. 2 通	#	30		○	○	○	○	
9	○			接遇マナー	接客業及び美容業における接客応対技術を身につけると同時に、日本の文化からなる礼儀作法を学びます。また、百貨店での接客研修に参加します。	1. 2 通	42	1	○		○	○		
10	○			美容経営学	美容室の経営にあたっての実践的な知識を学びます。	① ③ ② ①	30	1	○		○	○		
11	○			美容総合技術	必修科目において習得した基本的技術をもとに、さらに発展させた高度な技術を身につけます。また、美容デザインや業界の最新動向についても学びます。	1. 2 通	#	18		○	○	○	○	
12	○			国試対策	美容師国家試験筆記課題の模擬試験など、国家試験受験に特化した対策授業です。	② ③	30	1	△	○	○	○		
合計						科目		68 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等
卒業要件：各学年所定の教育課目の単位全て履修・修得すること。学納金納入	1学年の学期区分 3期
履修方法：美容科の授業はすべて必修である。	1学期の授業期間 18週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。